

令和8年度秋田県広報紙及びウェブサイトへの広告掲載業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、秋田県が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）及び管理するウェブサイト（以下「美の国あきたネット」という。）に広告を掲載するために必要な事項を定めるものです。

2 業務内容

広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告を作成する者（以下「事業者」という。）は、この仕様に定めるもののほか、「秋田県広告事業実施要綱」（令和5年1月30日施行）及び関係法令等を遵守の上、広告を作成した完全版下原稿又はデータを電子メール又はCD-R等の記録媒体で県が指定する場所に納めるものとします。

3 広告媒体の種類

(1) 広報紙

ア 規格	「秋田県広報紙」 A4判 カラー 8ページ
イ 発行日	令和8年5・8・10月、令和9年1・3月の1日 年5回
ウ 配布地域	秋田県内全戸配布
エ 発行部数	各回407,000部

(2) 美の国あきたネット

ア URL	美の国あきたネット (https://www.pref.akita.lg.jp)
イ 月間アクセス数	約10万6千アクセス (令和7年4月～12月実績の平均)

4 広告の規格等

(1) 広報紙

ア 掲載場所及び枠数

1回当たり、県が指定するページの記事下4枠及び表紙裏2枠の計6枠を基本とし、年間の最大掲載枠数は30枠（6枠×5回）とします。ただし、枠数の増減がある場合は、別途協議します。

イ 広告枠のサイズ

(ア) 記事下4枠

1枠を縦60mm×横180mmとします。ただし、1枠を分割して2枠として掲載する場合は、縦60mm×横88.5mmとします。

(イ) 表紙裏2枠

1枠を縦120mm×横90mmとします。ただし、2枠を結合して1枠として掲載する場合は、縦120mm×横183mmとします。

(2) 美の国あきたネット

ア 掲載場所及び枠数

1か月当たり、トップページの下部中央6枠を基本とし、年間の最大掲載枠数は72枠（6枠×12か月）とします。ただし、枠数の増減がある場合は、別途協議します。

イ 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とします。

ウ 広告枠のサイズ及びデータ形式等

(ア) サイズ

1枠当たり縦120ピクセル×横400ピクセルとします。

(イ) データ形式

JPEG又はGIFファイルとします。

(ウ) データ容量

20KB程度とします。

(3) 同一の広告主による掲載

同一の広告主による広告の掲載について、広告内容が同じ広告を同一号又は同月の複数枠として掲載することはできません。ただし、広報紙は、広告内容が異なる場合であって、広告枠を分割し又は結合して掲載するときは掲載可能です。

5 募集方法

広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告を募集する方法を定め、広告を希望する広告主などに広く周知するようにしてください。

6 広告掲載の予定価格等

広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告の価格は、それぞれ区別することなく、事業者が一般競争入札により最高価格で落札した価格に消費税額を加えた金額を年間6回に分割し、2か月ごとに納付していただきます。

また、事業者は、納付していただく金額とは別に、広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告の価格をそれぞれ任意に設定できるものとします。

7 広告主の優先順位

広告主の優先順位は、次のとおりとします。

(1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに類するもの

(2) 営利を目的としない法人

(3) 公共的性格のある私企業で、県内に事業所等を有するもの

(4) 県内に事業所等を有する私企業又は自営業で県が適当と認めるもの

(5) 県外に事業所等を有する私企業又は自営業で県が適当と認めるもの

ただし、広告枠に余裕があり上記(1)から(4)までに該当する広告主がない場合とします。

8 広告の範囲

(1) 掲載する広告は、行政広報の公共性、品位、信頼性等を損なうおそれがなく、県民に不利益を与える、いかなる第三者の権利も侵害しないものとします。

(2) 掲載する広告が次のいずれかに該当する場合は掲載しません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

カ 不当な比較広告又は誹謗、中傷等により営業妨害となるおそれがあるもの

キ 消費者のトラブルの未然防止のため、不適当と認められるもの

- ク 社会問題その他についての意見広告
- ケ 個人の氏名広告
- コ あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- サ その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

9 広告の内容及び体裁

読者、閲覧者への配慮の観点から次の項目を満たすものとします。

(1) 広報紙

- ア 広告枠の線の太さは「細線」とします。
- イ 広告枠内には「広告」と表示してください。地の色は白色、文字は黒色のゴシック体11ポイントで外側を実線で囲んでください。
- ウ 「広告」と表示する場所は、広告枠の右下の隅を原則としますが、デザインによりできない場合は、左下の隅とします。
- エ 使用できるフォントサイズは、100ポイントを上限とします。
- オ 読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザインとしてください。
- カ 広告の対象となる商品、サービス等の内容について、読者が誤解するおそれのある表現はしないでください。

(2) 美の国あきたネット

ア 広告の禁止表示

- (ア) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるもの
 - (イ) 県の情報と錯誤するおそれのある表現や画像
 - (ウ) イメージ等が点滅する画像
- イ 閲覧者にとって見やすい配色、レイアウト、デザインとしてください。

10 広告の作成等

(1) 事業者は、広告の内容等について、次に定める期限を厳守して県と協議の上、広告作成業務を行ってください。事業者から協議のあった内容について県が不適当であると認めた場合は、広告の差替え又は内容の修正を求めます。

ア 広報紙

- (ア) 事業者は、広告掲載月の前々月の15日まで広告主及び内容について、県と協議してください。
- (イ) 県は全ての広告主及び内容について協議を受けてから、その掲載の可否について事業者に回答します。
- (ウ) 事業者は、広告掲載月の前月の1日までに広告のデザイン、配色、文字のサイズ等について県と協議し、完全版下原稿を県が指定するソフトウェアにより作成し、電子データを指定する場所に納品してください。
- (エ) 事業者は、色校正について県が提示する原稿の内容を確認していただきます。

イ 美の国あきたネット

- (ア) 事業者は、広告掲載月の前月の20日まで広告主及び内容について、県と協議してください。
- (イ) 県は、全ての広告主及び内容について協議を受けてから、その掲載の可否について事業者に回答します。
- (ウ) 事業者は、広告掲載月の前月の25日までに広告のデザイン、配色、文字のサイズ等について県と協議し、完全版下原稿を県が指定するソフトウェアにより作成し、電子データを指定する場所に納品してください。

（2）広告の作成に関する費用は、事業者が負担してください。

1.1 その他

- （1）広報紙の広告掲載業務の実施に当たっては、秋田県広報紙の発行について、円滑かつ効率的に県内の各世帯に届けることに主眼を置き、広報紙の企画制作、印刷配送及び配布の各業務について連携して行うものとします。
- （2）広報紙及び美の国あきたネットに広告を掲載するために必要な県の業務のうち、秋田市の世帯配布分に係る広報紙配布業務及びウェブサイトの運用保守業務については、令和8年度当初予算の成立を前提として当広告掲載業務契約の手続を進めるものです。
- （3）その他この仕様書にない疑義が生じた場合は、協議して定めます。